

第16号議案 令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目次	ページ
1 令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	2
2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ（主なもの）	3
3 令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	4～5
4 保険料率の改定について	6～7
5 現行と改定後の年間保険料額の比較モデルについて	8
6 本市の後期高齢者医療の概要（参考）	9
7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	10

市 民 健 康 部

令 和 6 年 2 月

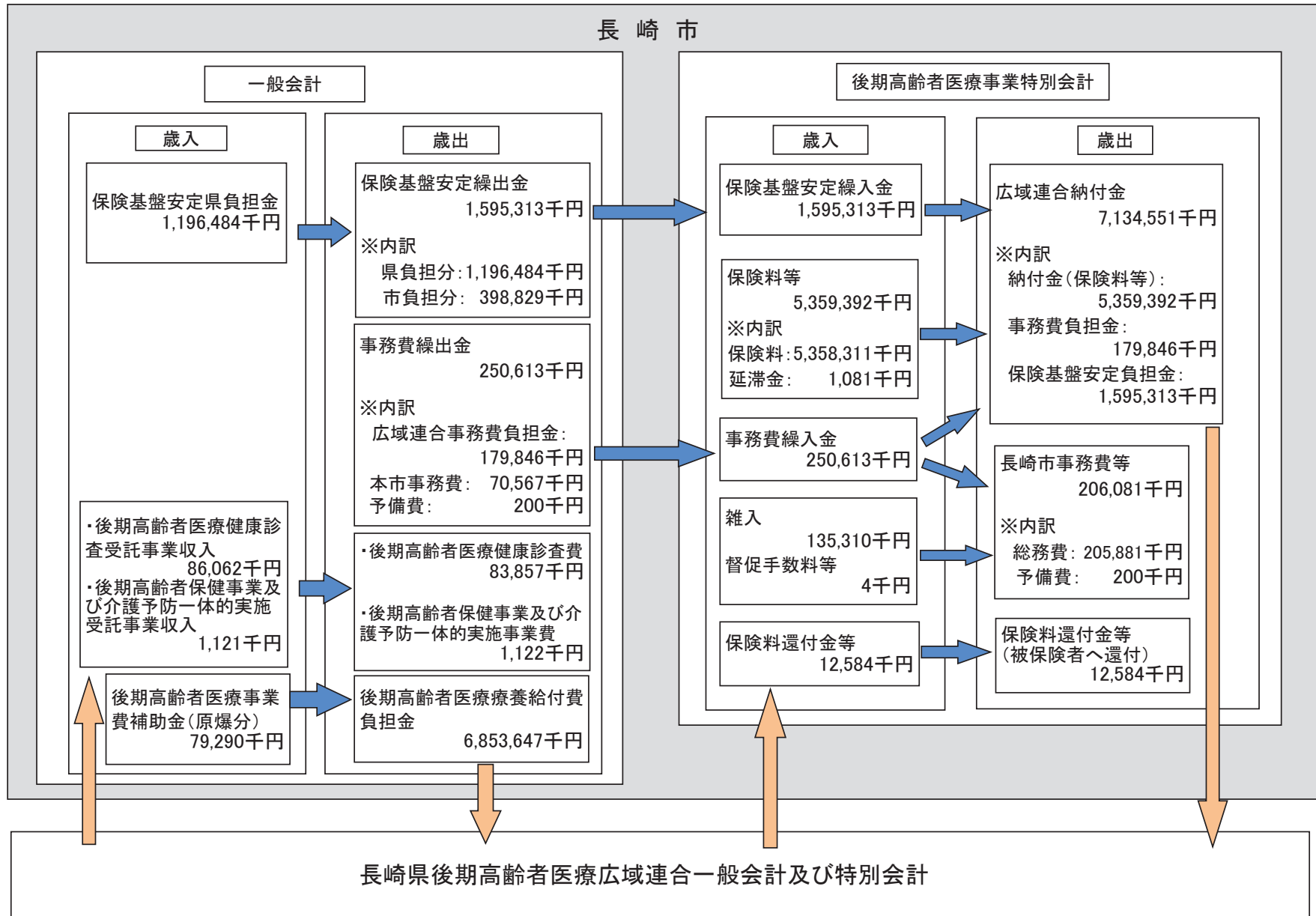
1 令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(単位:千円)

歳		入			
款	項	目	6年度 当初予算 A	5年度 当初予算 B	増減 A-B
1		後期高齢者医療保険料	5,358,311	4,786,462	571,849
	1	後期高齢者医療保険料	5,358,311	4,786,462	571,849
		1 特別徴収保険料	3,273,393	3,009,076	264,317
		2 普通徴収保険料	2,084,918	1,777,386	307,532
2		使用料及び手数料	2	424	▲ 422
	1	手数料	2	424	▲ 422
		1 証明手数料	1	1	0
		2 督促手数料	1	423	▲ 422
3		繰入金	1,845,926	1,681,007	164,919
	1	一般会計繰入金	1,845,926	1,681,007	164,919
		1 保険基盤安定繰入金	1,595,313	1,463,202	132,111
		2 事務費繰入金	250,613	217,805	32,808
4		繰越金	1	1	0
	1	繰越金	1	1	0
		1 繰越金	1	1	0
5		諸収入	148,976	20,579	128,397
	1	延滞金、加算金及び過料	1,082	1,082	0
		1 延滞金	1,081	1,081	0
		2 過料	1	1	0
	2	償還金及び還付加算金	12,584	11,115	1,469
		1 保険料還付金	12,454	10,999	1,455
		2 還付加算金	130	116	14
	3	雑入	135,310	8,382	126,928
		1 雑入	135,310	8,382	126,928
		合 計	7,353,216	6,488,473	864,743

歳		出			
款	項	目	6年度 当初予算 A	5年度 当初予算 B	増減 A-B
1		総務費	205,881	66,167	139,714
	1	総務管理費	173,932	41,437	132,495
		1 一般管理費	173,932	41,437	132,495
	2	徴収費	31,949	24,730	7,219
		1 徴収費	25,209	20,901	4,308
		2 滞納処分費	6,740	3,829	2,911
2		後期高齢者医療広域連合納付金	7,134,551	6,410,991	723,560
	1	後期高齢者医療広域連合納付金	7,134,551	6,410,991	723,560
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,134,551	6,410,991	723,560
3		諸支出金	12,584	11,115	1,469
	1	償還金及び還付加算金	12,584	11,115	1,469
		1 保険料還付金	12,454	10,999	1,455
		2 還付加算金	130	116	14
4		予備費	200	200	0
	1	予備費	200	200	0
		1 予備費	200	200	0
		合 計	7,353,216	6,488,473	864,743

2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ(主なもの)



3 令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1) 1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	内 容	令和6年度 当初予算①	令和5年度 当初予算②	増減 ①－②
1 特別徴収保険料	年金から天引き(介護保険料が天引きされている年金額が年間18万円以上の方)	3,273,393	3,009,076	264,317
2 普通徴収保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年金受給額の1/2を超過する方、又は年金天引きではなく口座振替を希望される方)	2,084,918	1,777,386	307,532
計		5,358,311	4,786,462	571,849

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	内 容	令和6年度 当初予算①	令和5年度 当初予算②	増減 ①－②
1 保険基盤安定繰入金	所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。(※)	1,595,313 (県3/4 1,196,484) (市1/4 398,829)	1,463,202 (県3/4 1,097,400) (市1/4 365,802)	132,111 (県3/4 99,084) (市1/4 33,027)
2 事務費繰入金	・ 広域連合事務費負担金 179,846千円 (※) (広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費のうち本市負担分) ・ 事務費 70,567千円 ・ 予備費 200千円	250,613	217,805	32,808
計		1,845,926	1,681,007	164,919

(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 1款1項 総務管理費

(単位：千円)

目	令和6年度 当初予算①	令和5年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増の理由
1 一般管理費	173,932	41,437	132,495	後期高齢者医療システム標準化対応業務に伴う増 (国のデジタル基盤改革支援補助金を充当)

○後期高齢者医療システム標準化対応経費：国が構築する標準準拠システムへ移行するための経費。(令和8年1月本稼働予定)
債務負担行為〔令和6年度設定〕

事項	期間	限度額
後期高齢者医療システム 標準化対応委託	令和6年度から 令和7年度まで	82,834千円 (うち令和6年度当初予算額 51,688千円)

(2) 2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	令和6年度 当初予算①	令和5年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増の理由	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,134,551	6,410,991	723,560		
内訳	保険料(※1)	5,359,392	4,787,543	571,849	保険料率改定等に伴う保険料の増
	保険基盤安定負担金(※2)	1,595,313	1,463,202	132,111	保険料率改定に伴う均等割額軽減額分に係る負担金の増
	広域連合事務費負担金(※3)	179,846	160,246	19,600	保険料率改定に伴う広報・周知に係る経費などの増による事務費負担金の増

(※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)
なお、令和6年度長崎市推計平均被保険者数 71,555人(令和5年度 69,812人)

(※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条)

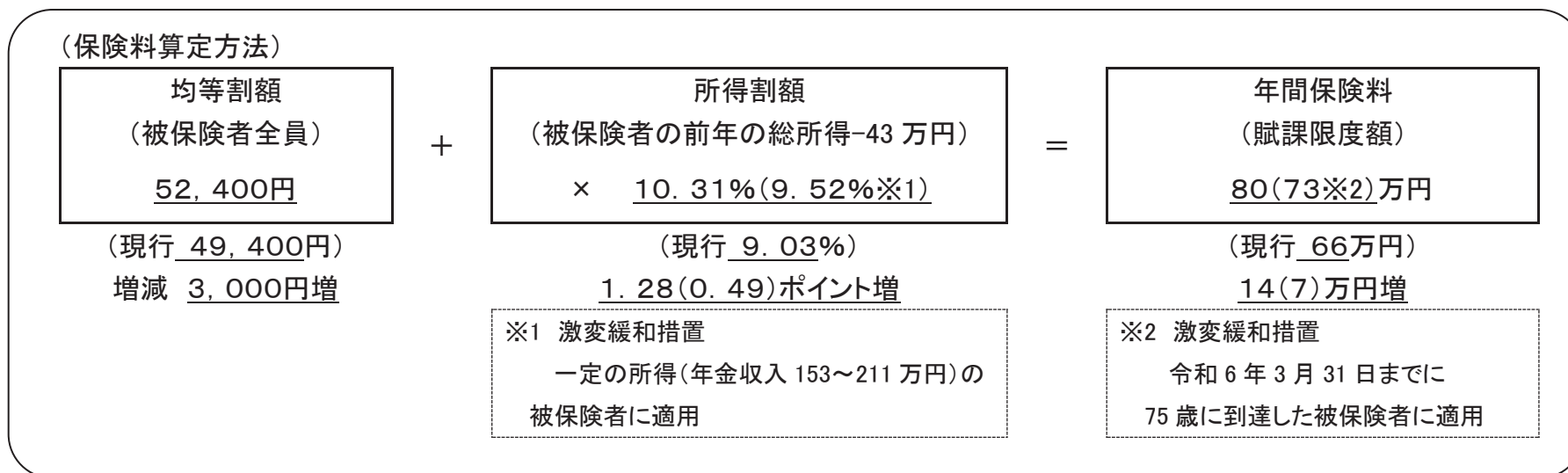
按分内訳：経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 保険料率の改定について

(1) 概要

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっている。長崎県下の令和6・7年度の保険料については、医療給付費の増加等により、均等割額、所得割額がいずれも引き上げとなった。一人あたり保険料額は、令和5年度66,327円から令和6年度74,863円（増加率12.9%）となる見込みである。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、賦課限度額も引き上げとなった。



(2) 保険料上昇の主な要因

ア 被保険者数の増

団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度に加入することによる被保険者の大幅な増加が見込まれている。

被保険者数	令和6年度	令和7年度	差
長崎県 (うち長崎市)	234,572人 (71,555人)	240,260人 (73,722人)	5,688人(2.4%) (2,167人)(3.0%)

イ 医療給付費の増

上記アの被保険者の増加や医療の高度化等により医療給付費の増加が見込まれている。

医療給付費		令和6年度	令和7年度	差
給付費総額	長崎県	242,023,325,068円	249,641,553,757円	7,618,228,689円 (3.1%)
	(うち長崎市)	(85,624,922,979円)	(88,610,092,174円)	(2,985,169,195円) (3.5%)
一人当たり給付費	長崎県	1,031,765円	1,039,048円	7,283円 (0.7%)
	(うち長崎市)	(1,196,631円)	(1,201,949円)	(5,318円) (0.4%)

ウ 出産育児支援金制度の導入

少子化を克服し、子育て世代を全世代で支援する観点から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入する。

◆被保険者1人当たりの負担額：約646円（単年度） <参考>長崎県の出産育児支援金額：1億5,000万円

エ 高齢者負担率の見直し

現役世代からの支援金について負担の上昇の抑制を図るため負担率を見直す。

◆高齢者負担率 令和4・5年度：11.72% → 令和6・7年度：12.67%

(3) 保険料の軽減制度

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額が基準以下の場合は均等割額の軽減がある。

所得基準額が見直され、軽減対象が一部拡大される。

軽減割合	軽減適用の基準額（同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額）
7割軽減	43万円（基礎控除額）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）以下 （現行29万円）
2割軽減	43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）以下 （現行53.5万円）

※制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

5 現行と改定後の年間保険料額の比較モデルについて

※は所得割の激変緩和措置対象（年金収入 153 万円～211 万円：R6 所得割率 10.31%→9.52%）

	後期高齢者 1 人世帯	均等割 軽減	年間保険料額		
			現行	改定後	差額
例 1	年金収入 1,530,000 円 ※ (所得割なし限度額)	7 割軽減	14,800 円	15,700 円	900 円
例 2	年金収入 1,730,000 円 ※ (厚生年金平均受給額)	5 割軽減	42,700 円	46,800 円 (R6 45,200 円)	4,100 円 (R6 2,500 円)
例 3	年金収入 2,100,000 円 ※	2 割軽減	90,900 円	100,600 円 (R6 96,100 円)	9,700 円 (R6 5,200 円)
例 4	年金収入 3,000,000 円	軽減なし	182,100 円	203,900 円	21,800 円

	後期高齢者 2 人世帯	均等割 軽減	年間保険料額		
			現行	改定後	差額
例 1	年金収入 主 1,530,000 円 ※(所得割なし限度額) 配 790,000 円(老齢基礎年金のみ)	7 割軽減	主 14,800 円 配 14,800 円 計 29,600 円	主 15,700 円 配 15,700 円 計 31,400 円	1,800 円
例 2	年金収入 主 1,730,000 円※(厚生年金平均受給額) 配 790,000 円	5 割軽減	主 42,700 円 配 24,700 円 計 67,400 円	主 46,800 円 (R6 45,200 円) 配 26,200 円 計 73,000 円 (R6 71,400 円)	5,600 円 (R6 4,000 円)
例 3	年金収入 主 2,700,000 円 配 790,000 円	2 割軽減	主 145,100 円 配 39,500 円 計 184,600 円	主 162,500 円 配 41,900 円 計 204,400 円	19,800 円
例 4	年金収入 主 3,000,000 円 配 790,000 円	軽減なし	主 182,100 円 配 49,400 円 計 231,500 円	主 203,900 円 配 52,400 円 計 256,300 円	24,800 円

(主は世帯主、配は配偶者の略)

6 本市の後期高齢者医療の概要(参考)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	65,556	65,426	67,023	69,062
医療費総額(千円)	83,186,803	84,553,817	85,737,673	90,822,187
一人あたり医療費(円)	1,268,943	1,292,358	1,279,228	1,315,082
保険料率	(均等割額)47,200円 (所得割率)8.98%	(均等割額)47,200円 (所得割率)8.98%	(均等割額)49,400円 (所得割率)9.03%	(均等割額)49,400円 (所得割率)9.03%
一人あたり保険料額(円)※	65,174	65,235	66,583	66,327

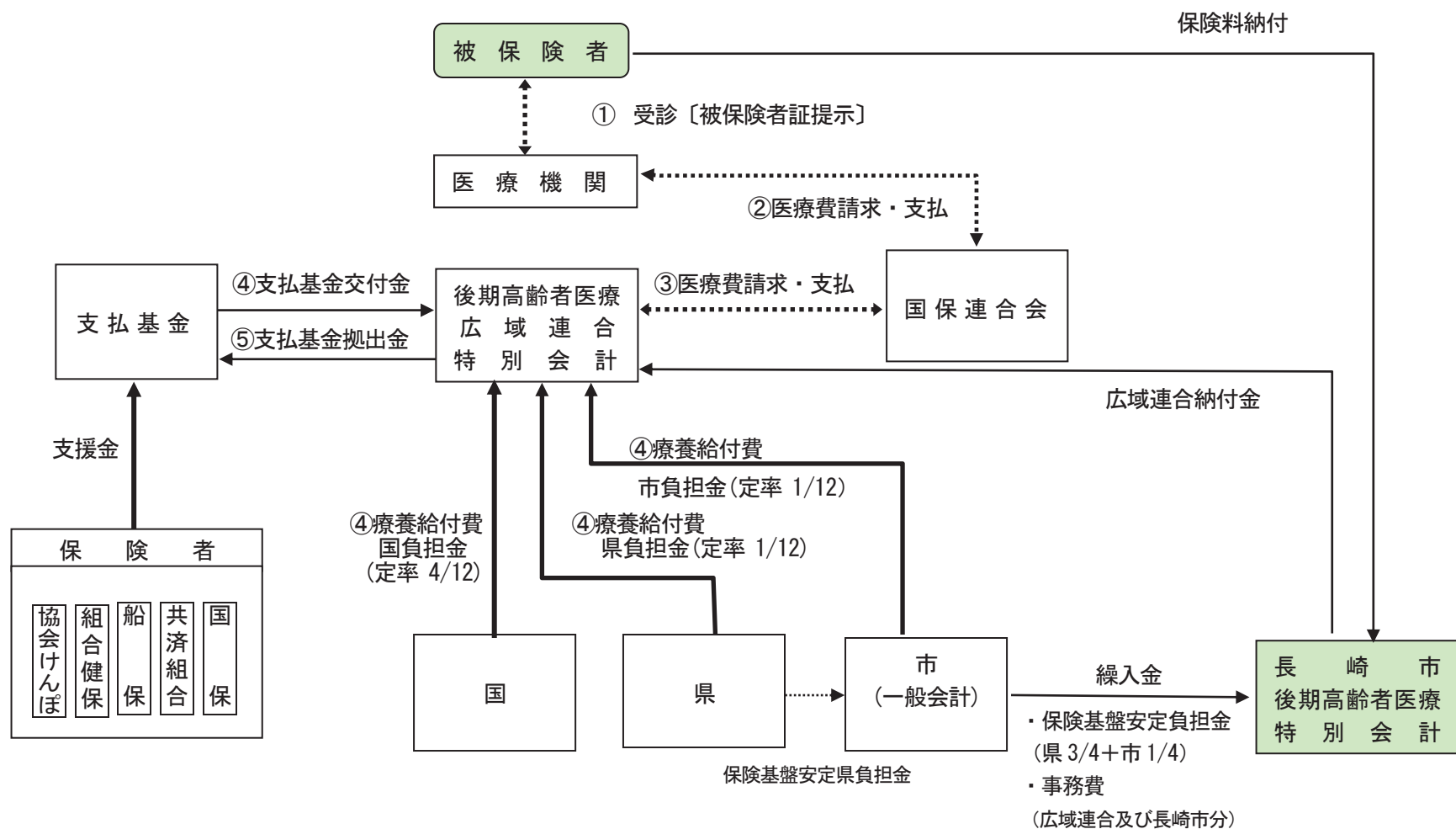
※毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

所得階層別 被保険者数(人) (R5年12月末日)	現役並み所得者 【3割】	一般 【2割】	一般 【1割】	住民税非課税 【1割】	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)【1割】
69,691	3,534	12,741	18,131	20,219	15,066

【 】内は窓口負担の割合

7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）

(1) 医療費の流れ図



(2) 後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	支払基金交付金	公費 (注)			
			合計	国庫負担金	県負担金	市負担金
平成20年4月～	10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12

(注) 公費内での負担割合 (国：県：市=4：1：1)